



企業年金関連法案が順次改正施行 ～導入企業の労使で確認が必要～

国民年金法、厚生年金保険法、健康保険法、確定拠出年金法、確定給付企業年金法等を改正する「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」のうち、主に確定拠出年金（以下DC）・確定給付年金（以下DB）に関わる部分の施行が今年施行される（一部施行済）。

加入可能年齢の拡大や個人型DC（以下iDeco）加入要件緩和などおおむね組合員にとってメリットのある内容となっているが、加入可能年齢引き上げ等の変更には年金規約の改正が必要となるものがある。該当する加盟組合は制度内容を確認し、必要に応じて労使協議するとともに、組合員への周知をされたい。

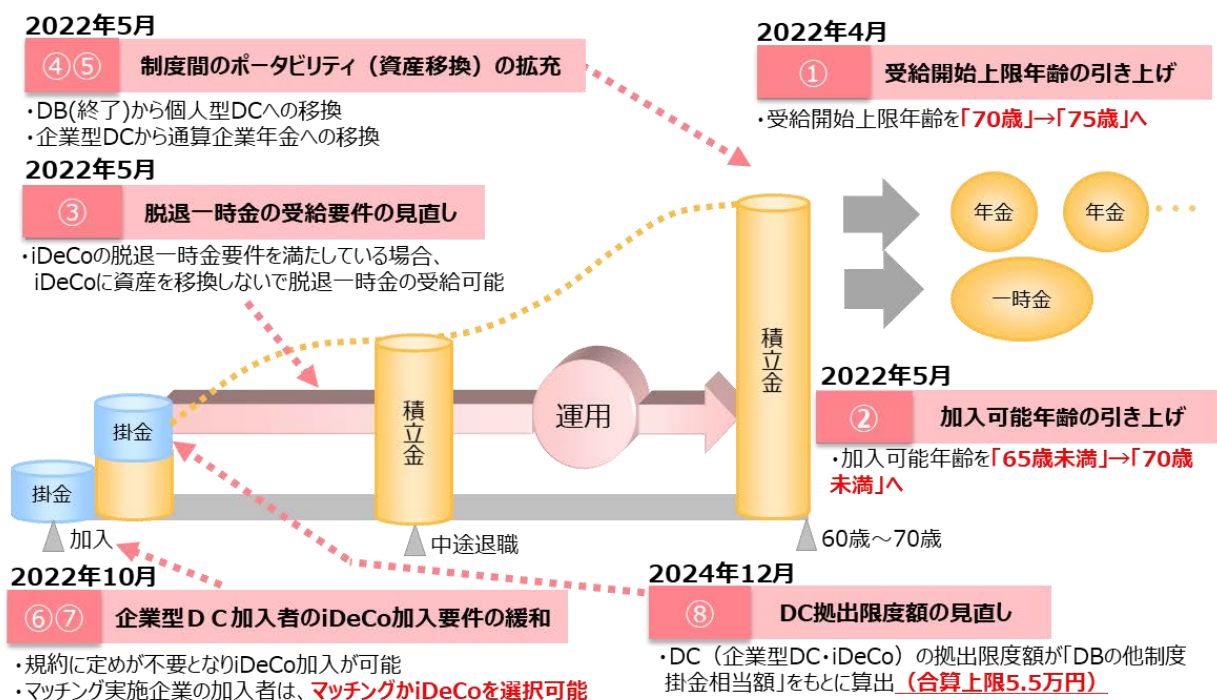
（労働条件局 三ッ木）

※主な改正内容

施行日	年金	改正内容	規約改正の必要※
4月1日	DC	① 受給開始時期選択肢拡大 ・ 企業型DCおよびiDecoの受給開始時期の選択範囲が、「60歳から70歳の間」から「60歳から75歳の間」に拡大される。	なし
5月1日	DC	② 加入可能年齢引き上げ ・ 企業型DCについて、厚生年金保険およびDBとの整合性を図るため、厚生年金被保険者（70歳未満）であれば加入できるようになる。併せて、60歳以降の加入要件（同一事業所で継続して使用される者）が撤廃される。	あり
	DC	③ 脱退一時金受給要件見直し ・ 外国籍人材をはじめ、退職の際、iDecoに資産を移管しなくても企業型DCの脱退一時金を受給できる要件が緩和される（通算拠出期間が3年以下から5年以下となる）。	なし
	DB	④ 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）拡充 ・ DB導入企業を退職した後やDB制度を廃止し残余財産があった場合の移換先として、企業年金連合会による通算企業年金に加えてiDecoが新たに加わる。	なし
	DC	⑤ 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）拡充 ・ 企業型DCが導入されている企業を退職した際、個人別管理資産の移換先として、iDecoに加えて通算企業年金が新たに加わる。	なし

10月1日	DC	⑥ 企業型DC加入者の iDeCo 加入の要件緩和 ・ 規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo（月額2.0万円以内）に加入できるようになる。この措置にともない、iDeCo 掛金の拠出可能見込額について情報連携する観点から、企業型DC加入者の掛金拠出状況を加入者向けWebサイトで閲覧できるようにすることが義務化される。 ・ なお、企業型DCで年単位拠出を引き続き実施する場合は、その旨の規約変更が必要。	原則なし
	DC	⑦ 企業型DC加入者のマッチング拠出と個人型DC加入の選択が可能に ・ マッチング拠出（企業型年金加入者掛金）を導入している企業型DC加入者は、マッチング拠出か iDeCo 加入かを個人で選択可能となる。	あり
2024年 12月1日	DC	⑧ DC拠出限度額見直し 拠出限度額が「DBの他制度掛金相当額」をもとに算出される（合計上限5.5万円）	あり

※ 「あり」は、新たに対応あるいは導入する際に規約変更承認申請が必要なもの。「なし」は、法令の改正にともなう変更であるため、今後発生する規約変更承認申請（届出）時反映するもの。



資料出所：第一生命「年金通信」（2021. 12. 21）

UAゼンセンでは法改正の内容や留意点、定年延長にともなう企業年金の対応などについてシンポジウムを5月24日に開催する。詳しくは4月の全組発送もしくはメンバーズ参照のこと。

<https://members.uazensen.jp/visitor/hatsubun/hatsubun.php?id=8603>

（別紙） 厚生労働省パンフレット 「企業型DC加入者の加入可能年齢が引き上げられます」「企業型DC加入者が iDeCo を利用しやすくなります」

令和4（2022）年5月から

企業型DC加入者の加入可能年齢が引き上げられます

これまで企業型DCでは

60歳未満の厚生年金被保険者を加入者とすることができました。

また、60歳以降は、企業型DC規約に定めがある場合、60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者に限り、最大65歳未満を加入者とすることができました。

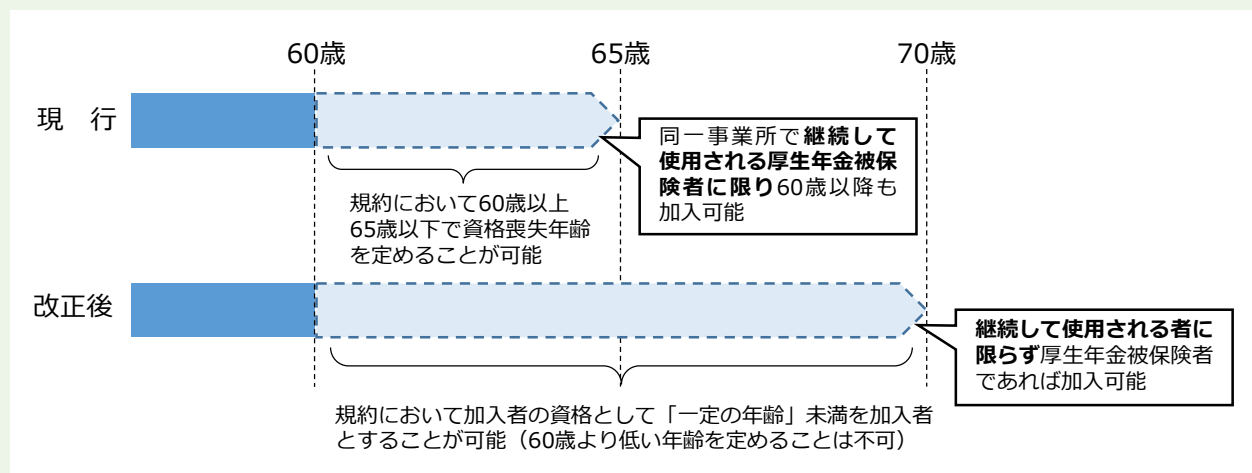
令和4（2022）年5月からは

厚生年金被保険者(原則70歳未満)であれば、企業型DCの加入者とすることが出来ます。
ただし、企業によって加入可能年齢などが異なります。

企業型DC規約で定める資格として、「一定の年齢未満」であることを定めることができます。

例えば、「60歳未満」を加入者とする、「65歳未満」を加入者とするといったように
労使で加入資格を定めることができますが、一定の年齢を60歳より低い年齢とすることは
できません。

現在の加入できる年齢を見直す場合には、**企業型DC規約の変更が必要**となりますので、
運営管理機関にご相談ください。



★ご確認ください。

- 企業型DCの老齢給付金について既に裁定請求をした方は、再び企業型DCに加入することはできません。
- 事業主の皆様におかれては、採用等があった60歳以上の方を新たに企業型DCの加入者としようとする際には、企業型DCの老齢給付金について既に裁定請求を行っていないかご確認ください。
- 裁定請求を行っていたことが後日判明したときは、加入日にさかのぼって加入者資格を取り消す必要があります。

令和4（2022）年10月から

企業型DC加入者が iDeCo を利用しやすくなります

これまで企業型DC加入者が iDeCo に加入するには

iDeCo の加入を認める企業型DCの規約の定めが必要でした。

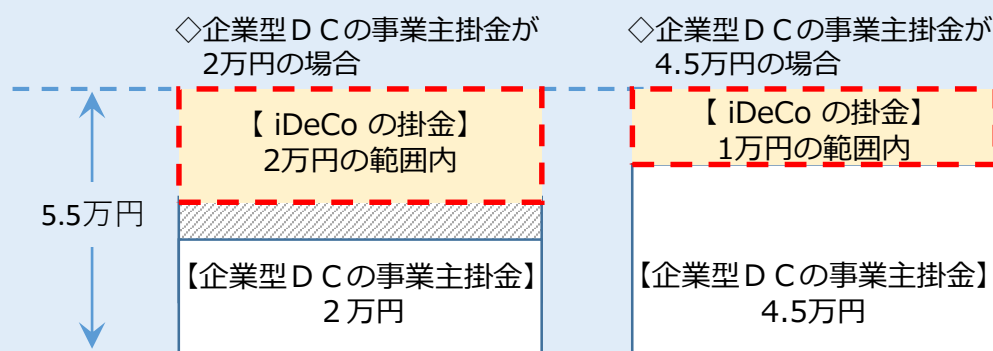
規約の定めが無い場合、事業主掛金が低い方にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCo に加入できませんでした。

令和4年10月からは、企業型DCの規約の定めを不要とし、

企業型DCのみに加入する方は

月額55,000円から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限20,000円)で、iDeCo の掛金を毎月拠出できるようになります。

これにより、事業主掛金が低い方が iDeCo を利用しやすくなります。



企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金など）に加入する方は

月額27,500円から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限12,000円)で、iDeCo の掛金を毎月拠出できるようになります。

【企業型DC加入者の iDeCo 加入要件】

- ☑ 企業型DCの事業主掛金が月の上限(55,000円※)の範囲内で毎月拠出であること
- ☑ iDeCo の掛金が55,000円※から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限20,000円※)で毎月拠出であること
- ☑ 企業型DCのマッチング拠出（加入者掛金拠出）を利用していないこと

※ 企業型DCと確定給付型に加入する方は 55,000円 → 27,500円、20,000円 → 12,000円です。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出を利用するか iDeCo に加入するかをご自身で選択できます。

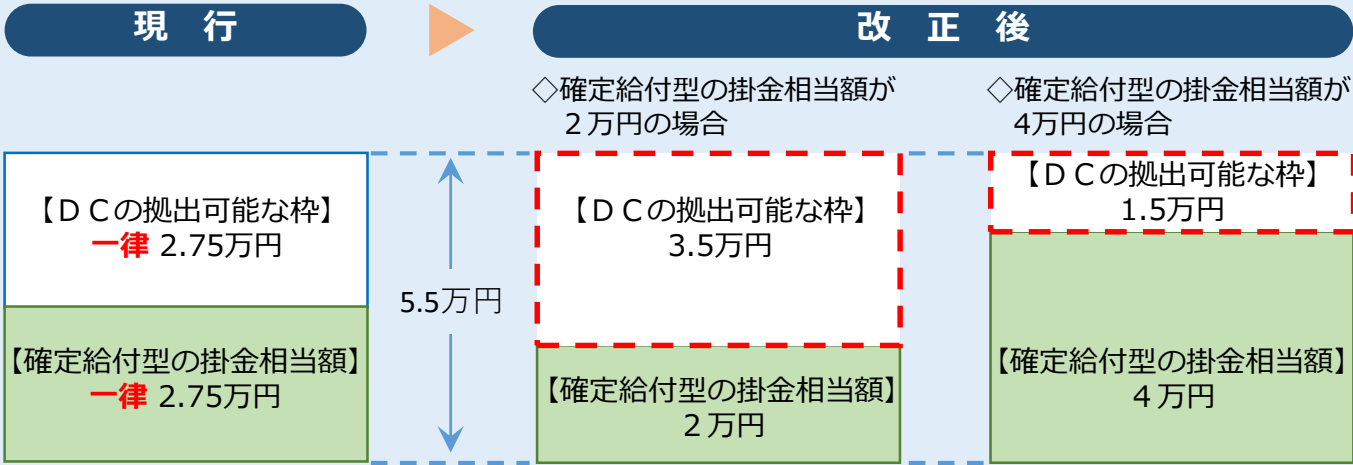
令和6（2024）年12月からは

DCの拠出可能な枠について、確定給付型（DB、厚生年金基金など）ごとの掛金相当額（他制度掛金相当額）を評価し、**月額55,000円から掛金相当額を控除した範囲内**となります。

iDeCo は・・・

月額55,000円から各月の事業主の拠出額※を控除した額(20,000円を超える場合は20,000円)が上限になります。

※ 事業主の拠出額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの掛金相当額の合計額になります。
事業主の拠出額によっては、iDeCo の掛金の上限が小さくなったり、掛金を拠出できなくなったりすることがあります。



▶ 企業型DCの事業主掛金の拠出可能な枠 = 月額5.5万円 - 確定給付型ごとの掛金相当額
▶ iDeCo の拠出可能な枠（上限2万円） = DCの拠出可能な枠 - 企業型DCの事業主掛金

確定給付型を実施する事業主の皆様におかれては、確定給付型の掛金相当額の算定については、確定給付型の受託機関と今後ご相談いただきますようお願いいたします。

★ご確認ください。

- 令和4年10月から、企業型DCの事業主掛金が各月の上限の範囲内での各月拠出となっていない場合、企業型DCに加入する従業員は iDeCo に加入できません。その旨を企業型DCの規約に併せて記載し、従業員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。
- 令和4年10月から、事業主掛金と iDeCo の掛金の合算は『基礎年金番号・生年月日・性別』を用いて行います。
 - **事業主の皆様**におかれては、記録関連運営管理機関(レコードキーパー)に登録している企業型DC加入者の『基礎年金番号・生年月日・性別』の適正な管理を改めてお願いします。
 - **企業型DCに加入する従業員の皆様**も、企業型DCの加入者専用サイトで、ご自身の『基礎年金番号・生年月日・性別』に誤りがないか改めてご確認ください。